

## 念 書

(事故発生場所)

平成 年 月 日 において被った保険事故について、高齢者の医療の確保に関する法律による医療給付を受けた場合は、高齢者の医療の確保に関する法律第 58 条第 1 項の規定により医療給付額の限度において、宮崎県後期高齢者医療広域連合長が相手者に対する損害賠償請求権を法律上当然に取得、行使、かつ賠償金を受領することとし、併せて下記の事項を遵守することを書面をもって申し立てます。

### 記

- 1 相手者と示談をする場合は、必ず前もって宮崎県後期高齢者医療広域連合に、その内容を申し出、承諾を得ること。
- 2 相手者に白紙委任状を渡さないこと。
- 3 相手者から賠償金（仮渡金、内払金）を受領したときは、受領年月日、内容、金額等を遅滞なく宮崎県後期高齢者医療広域連合または宮崎県国民健康保険団体連合会に届けること。
- 4 宮崎県後期高齢者医療広域連合又は宮崎県国民健康保険団体連合会が、事故に関する診療状況等について、本件事故により受診した医療機関並びに損害保険会社等から説明を受けることに同意します。
- 5 本件の事故により受診した医療機関等から、提出された診療等の報酬明細書の写しを、損害賠償請求権行使の資料として、宮崎県国民健康保険団体連合会が、損害保険会社等に対して提出することに同意します。

平成 年 月 日

住 所  
氏 名

㊟

宮崎県後期高齢者医療広域連合長

様